

## 1 新しい行財政計画（案）

### （1）行財政計画（案）の具体化 ～集中取り組み期間の目標～

#### 3年間の目標

「行財政計画（案）」具体化の初年度を迎える時期にあたり、着実に改革の道筋をつけるため、「3つのS」と「5つの改革」について、当面の3年間、集中取り組み期間の具体的取組内容を示すとともに、「3つのS」の中の、「サービス」に対する目標の具体化にも努めること。

#### 企業局の事業収束に向けた取り組み

- (ア) 企業局の事業が早期に収束できるよう、戦略的な分譲活動に取り組み、収入の確保を図ること。
- (イ) 水と緑の健康都市事業の他会計移管や、公共施設整備等にかかる一般会計対応など、会計間における費用負担の見直しを具体化すること。
- (ウ) 事業として概成している泉北ニュータウン事業、二色の浜環境整備事業については、平成13年度末をもって精算を行うとともに、企業局資金の有効活用を図る観点から、平成14年度当初に臨海土地造成事業会計と住宅地区開発事業会計の統合を行うこと。
- (エ) りんくうタウンの活用とまちづくりの推進を図るため、産業集積を促進するような経済政策上の位置づけの明確化、有効なインセンティブの導入に向け、庁内の取り組み体制を強化するとともに、国に対し積極的に働きかけること。
- (オ) 水と緑の健康都市については、府が示した縮小案について地元箕面市と十分協議するとともに、第三工区以外の全体計画についても府が責任ある処理策を講じること。

#### 主要プロジェクトの処理

- (ア) 水と緑の健康都市の公社保有地については、府が責任を持って造成区域縮小に伴う処理策を講じること。
- (イ) 南河内健康ふれあいの郷については、府が責任をもってスポーツゾーンの土地利用のあり方について関係者と協議すること。
- (ウ) 津田サイエンスヒルズについては、企業誘致の遅延に伴う損失について、公社経営改善計画に基づき府が責任を持って処理策を講じること。
- (エ) 安威川ダム、槇尾川ダムについて、引き続き、事業効果の検討や事業のあり方を見直し、検討すること。

#### 土地開発公社・道路公社の経営改善

土地開発公社の保有する未利用の代替地について、行財政計画(案)に盛り込まれた趣旨を踏まえ、計画的に処理を進め、含み損の解消に努めること。また、道路公社についても、現在建設中の路線において、コスト縮減に努めるなど、適切な工事実施を図るとともに、維持管理費の見直しなどの経営改善に努めること。

#### 水道事業の見直し

- (ア) 紀の川利水にあたっては、紀伊丹生川ダムの建設以外の方法で、必要水量を確保できるよう、国土交通省、和歌山県・市との協議を行うこと。
- (イ) 水道事業については、引き続き、効率的な経営に努めるとともに、新規投資にあたっては、減価償却や支払利息など府水道事業の経営を圧迫しないよう、計

画的に取り組むこと。

(ウ)府民に対する節水の啓発や雨水利用の研究を行うとともに、飲料水供給についての危機管理の徹底を図ること。

## (2) 大阪都構想 ~新しい大阪府像~

国の合併支援プランなどによって、府の役割は小さなものとなる一方で、府市協調による行政執行が不可欠なものとなっている。新しいタイプの大都市自治行政の姿を創るため、積極的な議論を進めること。

## (3) 地方税財政制度の抜本的改革等

国と地方の役割分担の見直しにより、自治・分権がより一層進められるよう、国への働きかけを強めること。

税源の適正配分を、とりわけ当面は国税と地方税の税収割合が1対1となるよう、国に強く求めること。

本府独自の財源確保と府民が納得できる税制確立のため、あらゆる角度から検討を進めること。

行財政計画(案)を軌道に乗せるため、税の徴収率向上に努めること。

ペイオフ解禁後の地方公共団体の公金預金等の保全について、支障のないよう対応策を国に求めること。

## (4) 市町村合併と広域行政

行政サービスの充実や行財政基盤の強化等を図るため、市町村間の広域連携を積極的に推進すること。

法の主旨を踏まえた地方分権社会の具体化を図るため、自主的・主体的な市町村合併の推進を図り、中核市や特例市への移行を促進するなどにより、思い切った市町村への権限移譲を進めること。

大阪市(政令市)との各種負担金や環境、商工行政などの共同施策、組織のあり方も含め抜本的に検討すること。

市町村合併に伴う優遇措置の延長を、国に働きかけること。

## (5) NPOや市町村との連携

NPOの育成・組織化に積極的に取り組むとともに、NPOとの協働により、府政の各分野における事業の活性化に取り組むこと。

府内各市町村とは、対等・協力関係にあることを認識し、市町村がそれぞれの地域の行政を自立的に執行できるよう、行財政基盤の充実・強化に向けた取り組みを支援すること。

府と市町村の役割分担を見直すに当たって、一方的に財政負担を強いることのないよう努めること。なお、市町村の事務事業推進にふさわしい財源措置を講じるよう、国に働きかけること。

## (6) 電子府庁(e-ふちよう)の推進と新庁舎

一人一台のパソコン配備にとめない、発生源入力主義による決裁システムの導入や各種業務のシステム化など、事務の簡素化にむけ、各部局でのIT化計画を策定し、具体化すること。情報の共有化、データベース作成、政策決定支援システムの具体化に取り組むこと。加えて、各課ホームページのバリアフリー化に取り組むこと。人事・給与、財務会計、物品調達システム(基幹システム)の再構築を行なうとともに、効率的な事務処理に向け、総務サービスセンターの設置を行なうこと。

高額な賃貸料軽減のため、P F Iも含む民間手法による新庁舎建設に取り組むこと。また、最新のIT技術を活用した、環境モデル型庁舎として、過去の設計を大幅に見直し検討すること。

### (7) 府・市町村の情報ネットワーク

電子自治体推進会議などの活動を充実し、市町村との総合行政ネットワークを整備し、地域ネットワークの構築による広域連携を進めること。また、簡易料金決済システムなど、自治体ASP事業の検討を行うこと。

## 2 中小企業と雇用のセーフティネット

### (1) 国の緊急雇用対策

200億円の基金を活用し、3年間での雇用創出目標を策定すること。

民間企業、NPOへの委託を基本に、警察支援、教育、福祉、環境を中心とする雇用創出を具体化すること。

高齢者、障害者、母子、同和地区出身者、在日外国人など、就職困難層に対する雇用対策を充実すること。

### (2) 深刻なホームレス問題への対応

国に対し特別法制定について強く要望すること。また、国との役割分担と都道府県に対する財政措置をあわせて要望すること。

大阪労働局、大阪市と連携し、市内3か所で設置されている自立支援センター入所者などの就労、自立支援に努めること。

緊急地域雇用創出特別交付金が有効に活用できるよう国に働きかけること。

### (3) 建設下請け業者の保護と公共事業発注のあり方

公共事業等の分離・分割発注や中小企業への発注率の向上に努め、あわせて地元発注による地元建設企業、とくに小規模零細企業の育成を図ること。

公正適正な入札制度への改革に着手すること。

(ア)透明性、客観性、競争性を図る観点から、多様な入札契約方式の導入など、引き続き、より実効性のある制度の確立を図ること。

(イ)「低入札価格調査制度」の適用に際しては、業者間の過当競争を助長することなく、契約内容に適合した履行の確保が、全ての公共事業の発注において担保されるとともに、全ての下請け業者について領収書の提出を義務づけること。

(ウ)完成工事高と技術職員数の乖離のないよう、経営事項審査の適正化を図ること。発注者としての責任を明確にし、不良債権処理、構造改革に伴う大手ゼネコンの経営動向に直結した、下請け・孫請けへのセーフティネット、育成と保護を図ること。

(ア)公共事業の元請業者に、下請け、孫請けなどへの代金支払い明細の報告を義務づけること。

(イ)大阪の景気回復のため、公共事業における、雇用、下請け業者、建設部材等の調達については、府が責任ある立場で地元調達を指導すること。

#### (4) 職業能力開発

雇用のミスマッチを解消するため、民の力を活用しながら、職業能力開発事業に取り組むこと。

### 3 都市再生

#### (1) インナーエリアの再生

都市再生本部の第3次決定を踏まえ、劣悪な住環境改善の目標を設定し、府営住宅、公社住宅建て替えと、その前倒し実施など、都市再生の重要な柱として取り組むこと。

インナーエリア再生については、4地区（庄内、大日、寝屋川大東線沿道、堺鳳駅南周辺）をはじめ、密集した市街地の整備に向け、都市再生包括交付金の創設や土地区画整理事業を活用した集約換地制度の充実などを国に対して強く働きかけるとともに、事業のスピードを上げること。

平成12年の東海豪雨を踏まえた都市型水害対策など、ハード・ソフト両面にわたる治水対策に努めること。

#### (2) IT都市の形成

ブロードバンドを活用したデジタルコンテンツの実証実験事業を誘致し、南船場、新大阪など、集積をいかした大阪IT都市の基盤形成を促進すること。

#### (3) バイオの振興

バイオ情報ハイウェイ構想については、研究拠点、知的クラスターの形成等について、国の支援策を求め、来年度に着手すること。

#### (4) エコエリア構想の推進

堺第7 - 3区等を活用し、早期に大阪版エコエリア構想の基本計画を策定すること。

#### (5) 府営住宅のストック活用

府営住宅16200戸（10年間）の目標を引き上げるとともに、既存ストック活用策にもとづき、高齢者世帯などが、バリアフリー化された住宅に住んでいただけるよう、高齢者向け改善等の事業の拡充にあわせて、募集制度の工夫や住替え制度の拡充を図ること。また、実態上世襲制のような状況を改善し、新婚世帯向けの期限付き入居制度なども検討し、制度の改善を国に働きかけること。

痴呆性高齢者グループホームが、府営（公営）住宅の全てに設置できるよう、整備基準や要件緩和について検討すること。

#### (6) 大阪の交通政策

都市交通対策として、自転車ゾーンの整備や自動車の乗り入れ規制などの地域モデル事業を実施すること。

地域住民の踏み切り改善の要望については、鉄道事業者との協議が長期化する場合には、改正踏切道改良促進法の知事の申出制度などを活用し、国の指定が早期に得られるよう努めること。

#### (7) 大阪の空港問題

2007年の平行滑走路供用開始に向け、2期事業が円滑に推進されるよう、国への働きかけを続けること。また、国の上下分離案の具体化に当たっては、新たな地元の資金負担には応じないとの方針を堅持すること。

国際ハブ空港機能の強化・充実に向け、一層の支援措置を講じるよう国に働きかけること。

大阪空港、関西空港ともに、より便利な空港として機能するようなダイヤ編成にするよう求めること。

空港関連整備事業の推進と、地域の活性化への取り組みを進めること。

自然災害を含めた危機管理体制を充実することとともに、利用者の安全確保を第一とした対応を講じること。

## **4 中小企業の活性化策の強化**

### **(1) 中小企業の資金調達の拡大**

創業支援関連制度融資の利用要件のさらなる緩和を図るなど、より利用しやすい制度とすること。

制度融資等の審査の迅速化と、大阪の経済環境を勘案した審査基準の検討、保証人要件の緩和を図ること。

売掛債権を担保とする制度融資を実施するとともに、知的所有権を担保とする制度融資について研究すること。

### **(2) 経済の活性化と中小企業**

産業再生プログラムの創業目標を達成すること。

産業再生プログラムの実効性ある推進に向け、激しく動く経済環境を把握し、優先順位を常に検討すること。

大阪市との商工施策連携の効果を検討し、早急に具体化すること。

### **(3) 経済の空洞化対策**

有形無形の損失が生じている在阪大手企業の本社機能並びに人員流出を阻止するため、経済団体・大阪市と協議会を立ち上げること。

### **(4) 商店街の振興**

超高齢社会の生活基盤となる近隣型商店街を消滅させない決意の上に、支援策を講じること。

商店街が地域コミュニティの核として、環境・教育・特に地域福祉の拠点として、参画できるよう、府関係各部が協力して支援策を講じること。

## **5 21世紀の医療・福祉行政をめざして**

### **(1) 介護保険事業見直しと地域福祉の充実**

新ふれあいおおさか高齢者計画の見直しに当っては、グループホーム、街かどデイハウスなど、地域型・NPO型在宅福祉中心の介護体制を重視したものとすること。国庫助成のない地域型・NPO型グループホームについては、国庫助成の対象とするよう、国に対して強く働きかけるとともに、1ユニット500万円程度の府単独助成制度を創設すること。

街かどデイハウス事業は、現行の助成制度を維持し、引き続き府内全中学校区を目標に整備すること。

介護サービス提供事業者については、利用者への情報公開を進めるとともに、公正

に利用者決定がなされるよう指導・監督を強めること。また、利用者の自己選択が最大限保障されるよう、施設指導を強めること。

市町村との連携のもと、総合的な地域福祉相談体制を整えるよう努めるとともに、悪質な事業者を排除するためのオンブズパーソンを中心とする、適切な第三者機関の創設を検討すること。

低所得者の保険料減免措置、要介護度判定ソフトの改良など、国に対して強く働きかけること。

ケアマネジャーの交流や研修を強め、資質の向上や所属施設に偏らない利用者本位の介護メニュー作成が適正に行なわれるよう、指導を強化すること。

## **(2) 行政の福祉化推進と福祉雇用の拡大**

行政の福祉化推進プロジェクトをさらに具体化し、府関係での福祉雇用目標値を含む雇用計画を策定すること。

府関連施設の清掃や公園管理、遺跡発掘作業、畳・襖製造、喫茶店経営など、あらゆる分野で障害者・高齢者・母子家庭などの福祉雇用拡大を支援・推進すること。

エル・チャレンジを中心とする障害者就労訓練事業を、さらに拡充するとともに、大阪版ジョブサポーター制度を創設し、雇用機会の拡大と定着支援に努めること。

府内の道路や各種施設のバリアフリー調査事業を実施し、雇用創出をおこなうこと。障害者小規模作業所の法人化に当たって、府市町村の協力のもと、支援策を講じること。また、自立支援策として、福祉工場、障害者多数雇用事業所の増設に取り組むこと。

入札に際して、障害者雇用推進企業への誘導政策をさらに検討すること。

母子家庭の自立支援に向けて、就労ニーズ調査や雇用促進事業を充実すること。

精神障害者ホームヘルプサービスの市町村への移管に当たっては、十分な支援体制を整えること。また、当事者がヘルパーとなる、ピアヘルパー養成事業など就労機会の拡大にも取り組むこと。

## **(3) 少子化対策・子どもの人権確立**

子どもの人権の視点に立った「子ども総合ビジョン」の見直し・強化を行うこと。

児童虐待の早期発見、早期対応のため行政、教育機関やNPO法人・民間団体のネットワークを整備すること。とりわけ、児童虐待防止活動をNPOに委託し、育成事業として取り組むこと。

0歳時保育や病後児保育、一時保育等、待機児童の解消と女性が働きやすい保育体制の充実を行うこと。

就学前児童の教育、保育については、先進自治体で「幼保一元化」の取り組みが進められている状況を踏まえ、府として将来を見据えたあり方を示すこと。さらに、公立、私立の役割分担や、幼稚園、保育所の機能については、府内各市町村の実態を踏まえ検討すること。

母子家庭や支援を要する女性に対する自立支援施策の充実にむけて、雇用・住宅など各方面の協力体制の整備を図ること。

小児の救急患者は、子どもの数が減少しているにもかかわらず増加傾向にあることから、夜間急病診療所や救急病院の整備など小児救急医療体制の整備・充実に努めること。

#### (4) 府立の病院

府立5病院に対する一般会計からの負担金を精査するため、高度医療、政策医療を定量的に分析し、その情報を公開すること。

人件費比率を改善し、医局主導のマネージメント体制を構築するため、地方公営企業法の全部適用や独立行政法人化などの抜本策を確立すること。また、未利用地処分に明確な道筋をつけ、不良債務比率を改善して企業債の発行を可能にすること。中宮病院については、民間との役割分担を明確にし、現地での建て替え計画を早急に策定すること。

身体障害者福祉センターの更なる充実と付属病院のあり方を含め、新たな障害者センターのあり方を抜本的に検討すること。

#### (5) 被爆者の介護サービス事業

被爆者の介護サービス利用に伴う自己負担分の助成制度について、平成14年度実施に向け必要な財源措置を講じること。

#### (6) 保健所統合と精神障害者

保健所支所の統合に当たっては、市町村に対する技術的支援を行うなど、地域の実情を考慮し連携強化を図るとともに、当該市町及び関係団体に対し十分に説明し、理解を求めること。

地域に密着したNPO型グループホームの事業及び施設に対する支援を行うこと。

### 6 環境リサイクル社会確立に向けて

#### (1) 京都議定書の批准

京都議定書批准に伴う国の総合対策の確立を求め、府としての総合対策を早期に策定すること。

ヒートアイランド現象の改善のため、啓発活動をはじめとする諸施策を具体化すること。特に屋上緑化を推進するため、民間施設への助成や容積率の緩和等による誘導策を推進すること。

#### (2) 狂牛病問題

群馬県産牛が、全国3例目の狂牛病であると確認された。検査体制の整備を踏まえての安全宣言から1か月あまりが経過し、消費者、畜産農家や市場関係者、小売業者の間には、一定落ち着きが見えてきた中でのことであり、新たな不安と衝撃が生じた。今後、風評被害の拡大に伴う牛肉消費の低迷、企業倒産が心配されるところであるが、府民に対して冷静な対応を求めるとともに、正確で迅速な情報の提供及び中小企業者の事業活動を支援するための、融資制度の充実を図ること。

#### (3) 松原食肉市場公社

狂牛病の発生は、市場公社の集約民営化を目指した今回の再編処理案に、少なからず影響を与えることとなる。府民の理解と納得のもと、自立した経営基盤の確保を図るための再編に向け、十分な検討を行うこと。

#### (4) ゴミの減量化・家電リサイクル事業

家電リサイクル法の抜本改正、デポジット制度の導入を図るよう、国に働きかけを強めること。また、不法投棄処理について、国、メーカーの責任を明らかにするとともに、府内指定取引場所の拡大、既存の再商品化工場の活用など、大阪独自のり

サイクルシステムを確立すること。

ゴミの減量化の推進に当たっては、府内各市町村と協力し、家庭ごみの収集の一部有料化、リサイクル推進の広域連携、分別収集品目の統一化を検討すること。

#### (5) 放置自動車対策

放置自動車対策については、デポジット制によるメーカー責任を明確化した立法措置を定めるよう、国に働きかけること。また、不法投棄の防止、処理については、メーカー、国を含む協議機関を確立すること。

#### (6) 都市の景観

違法屋外広告物の撤去を速やかに実施できるよう、関係機関との協議を進め実効性を高めること。

### 7 個性を伸ばす開かれた学校づくり

#### (1) 2002年の学校5日制の対応

「地域の子どもは地域で育てる」観点に立ち、府と市町村が連携しながら、「地域教育協議会」の全中学校区への設置に全力をあげて取り組むこと。また、すでに「地域教育協議会」が設置されているところについても、その活動内容に差があることから、取り組みの遅れているところの底上げを図るなど、全体的な充実に向けて具体的に取り組むこと。

障害のある子どもや諸外国から新たに日本に来た子どもなど、地域から疎遠になりがちな子どもたちについて、さまざまな活動への参加を通して、地域とのつながりができるよう具体的な支援に努めること。

小・中学校においては、新学習指導要領の全面実施に伴い、教科の授業時数が縮減されるとともに学習内容が削減されることから、学力低下が生じるのではないかと保護者の不安がある。このような不安に応え、基礎・基本の定着と発展的な学力を向上させるための取り組みを積極的に進めること。

#### (2) 障害児教育と福祉教育

知的障害者の高校受け入れの調査研究については、本年度から府立4高校においてスタートしたところであるが、更なるノーマライゼーション社会の実現を目指し、小・中学校での普通学級への生徒の受け入れを積極的に進めるとともに、高等学校については、早期に全区での実施を図ること。

重度重複加配教員を含めた府単独加配教員の見直しが提起されている中で、今後とも、養護学級の教育水準を低下させることなく、教育水準の確保に努めること。

障害児やその保護者に対する相談活動について、教育、福祉、医療等が一体となった支援体制の充実強化を図るため、市町村教育委員会の指導に努めること。

小・中学校の障害児学級に対する必要な人員配置を国に要望すること。

養護学校高等部での就労訓練を重視し、学校運営や教員配置の抜本的な改革に取り組むこと。

学習障害児(LD・ADHD)について、学習指導方法における研究を進めるとともに、相談支援体制などの整備を図ること。

学校の空き教室の福祉活用を積極的に進め、府立高校における障害者福祉作業所の併設や、小・中学校での街かどデイハウスの整備を市町村に働きかけること。

府立高校での福祉教育普及を目指し、生徒対象のホームヘルパー養成講座を授業で積極的に導入すること。

盲聾養護諸学校における養護教諭の配置比率を高めること。

生野高等聾学校については、社会のニーズに対応した学科再編を行うなど、職業教育の拡充を図るとともに、教育環境・条件等の質的向上に努めること。

小・中学校において、「学校獣医師制度」を創設し、動物愛護教育の一層の推進を図ること。

### **(3) 多様な教育の保障**

府立高校の特色づくり、生徒の個性にあった教育を進めるため、生徒や保護者の学校選択の幅を拡大することができるよう、普通科、普通科総合選択制、総合学科、専門学科及び単位制という全日制の高等学校に、単位制で昼間の定時制を活用した「クリエイティブスクール」を加えた中で、総合的な再編整備を進めること。なお、「クリエイティブスクール」については、地域バランスも含め、府内全域に広く設置していくこと。

夜間定時制高校の改革にあたっては、その今日的役割を十分検討した上で、教科カリキュラムなど教育内容やその適正な配置のあり方について見直すこと。また、学校給食の見直しにあたっては、本当に給食を必要とする生徒が困らないよう、早急に効果的な提供方法を確定すること。

次代の大阪を担う人材として、豊かな知性や創造力を有するたくましいリーダーを育成することを目的に掲げる府立高校を、「リーダー育成重点校」として指定するとともに、進学専門校とならないよう、その積極的な支援に努めること。

将来の進路目標の変更に伴い他の学校に移りたい、あるいは中途退学者で、再度高等学校で学びたいという希望に対応できるよう、現行の転編入システムの工夫・改善を行うこと。特に普通科から普通科、あるいは私学から公立高校への転編入が容易に行いうるよう、制度の拡充に努めること。

高校の再編整備を進める中で普通科高校の通学区域の見直しもあわせて検討すること。

緊急地域雇用特別交付金を活用し、学校支援人材バンクの活用を図ること。

### **(4) 教職員の資質向上**

度重なる指導にかかわらず改善が見られない指導力不足教員に対しては、毅然とした態度で対応すること。

府立高校長の人材登用については、民間人の活用や教頭、指導主事等を対象とした公募方式など、多様な方法で進めることにより、学校改革への創意と熱意、さらには、実行力に満ちた人材を確保できるよう努めること。

教職員の意欲や努力が報われ、評価される仕組みづくりを早急に進めること。

退職教員の活用・配置については、その基準を明確にすること。

### **(5) 教育条件の改善**

公立中学校での複数校による合同部活動を進め、公式大会にも参加できるよう、関係スポーツ団体に働きかけること。

府立高校の校舎改修を積極的に進めるとともに、冷暖房の整備に努めるなど、教育環境の向上を図ること。

学校図書館法の一部改正により、平成15年4月から12学級以上の規模の学校には、すべて司書教諭を置くことが義務づけられたことに伴い、その計画的な整備体制を図ること。

#### (6) 私学の振興と助成

私立高校における総合選択制など、多様なコース、学科の設置を奨励し、助成制度を拡充すること。

私立中・高校に学校週5日制を完全実施するよう、指導を強化すること。

#### (7) 情報教育

教育委員会におけるIT化推進のための基本計画を速やかに策定するとともに、すべての小・中学校の授業に活用できる情報教育基盤の整備とインターネットを活用した学習環境の実現を図ること。また、養護学校における情報基盤整備の推進に努めること。

民間活力を活用し、市町村と協力して情報教育リーダーの育成などを推進すること。教育用のインターネット接続料金の低価格化や助成制度を国に対して働きかけること。

#### (8) 奨学金制度の充実

大阪府育英会の奨学金制度については、私学及び国公立大学も含め入学資金についての制度を拡充すること。

## 8 助け合いと相互理解のまちづくり

### (1) 男女共同参画推進条例

男女共同参画推進条例の制定にあたっては、セクシャル・ハラスメントなど直接的な差別のみならず、雇用形態や昇進など間接的な差別に対する積極的是正措置を盛り込んだものとする。また、大阪府を男女共同参画のモデルw切切切切切切切切幹部登用、男性の育児休業取得などを推進すること。

条例の推進に当たっては、責任部局を設置し、調査研究、実施状況の評価、推進計画の策定を進めること。また、市町村、市民、NPOなどと連携し、ドーンセンターを拠点施設として機能強化を図ること。

専門相談員の配置など苦情処理機関を設置すること。また、事業者の責務を明確にし、労働行政と連携し具体的目標を設けること。

### (2) DV(ドメスティックバイオレンス)

平成14年度から、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が全面施行される。この法律によって、府は、婦人相談所(女性相談センター)その他の適切な施設によって「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすことが義務づけられた。女性相談センターは、本来の業務が売春防止法にもとづいて設置されている施設であり、現状の人員配置では、十分な対応ができていないことから、相談員、心理カウンセラーの増員を図ること。また、女性相談センターと連携し、業務を行なっている女性自立支援センターでは、本来入所サービスを基本に運営しているところであるが、女性相談センターと同様に、一時保護を引き受けざるを得ない状況にある。このことから、本施設を一時保護施設として活用し、ケ-スワーカー、心理カウンセラーを配置し、機能強化を図ること。さらに、民間の相談員やカ

ウンセラーと連携し、機能強化を図ること。

## 9 安全・安心なまち大阪

### (1) 安全・安心のまちづくり

全国ワーストワンのひったくり件数や少年犯罪の多発など、大阪のイメージは低下している。これらの事件に起因する大阪のマイナスイメージを払拭し、年内に取りまとめられる「安全なまちづくり有識者懇談会」の検討結果を十分に踏まえ、大阪府警をはじめとした関係機関との連携のもと、安全、安心なまち大阪の実現に向けた条例策定に、全力をあげて取り組むこと。

検挙率の低下や治安情勢の悪化に対し、警察職員の政令定数による大幅な増員を国に対して強く働きかけること。

犯罪の発生を未然に防ぎ、府民の安全を守り、親しまれ信頼され、地域に密着・一体となった交番活動の推進を図ること。

自転車の運転マナー向上に向け、夜間における灯火の点灯や反射標識の設置の義務付けなどを検討すること。

通学路における児童・生徒の安全確保の観点から、登校時の通学路への車両進入規制や歩車分離信号の設置など、安全対策の強化を図ること。

### (2) 駐車違反取締官の創設

大阪市内を中心に深刻化する違法駐車問題の解消を図るため、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を展開し、府民の交通モラル向上に努めるとともに、違法駐車を取り締まりを専門とした「駐車違反取締官」の創設を国に求めるなど、駐車秩序の回復に努めること。